

富田林市アドプト・ロード・プログラム参加申込み審査基準

富田林市アドプト・ロード・プログラム実施要領に基づく、参加申込みにおける審査基準を定める。

1. 富田林市アドプト・ロード・プログラム実施要領に沿った活動が可能であること。
2. 営利を目的とした活動ではないこと。
3. 原則として、5名以上の活動員を有する自治会、企業等の団体単位の申込みであること
4. 美化活動区間の延長が概ね 100m 以上であること。
5. 概ね月 1 回以上の美化活動の実施が可能であること。
6. 15 歳以下（中学生以下）の活動員のみによる美化活動とならないこと。
7. 安全に配慮し、危険の伴わない活動であること。
8. 富田林市アドプト・ロード・プログラム以外の目的で道路及び関連施設等を使用しないこと。
9. 清掃道具等の貸与品が適正に使用され、管理されること。
10. 清掃道具保管庫の道路占用は認められない。ただし、法敷の占用については別途協議とする。
11. 美化活動により生じるごみの処理については、衛生部局と協議の上、協力を得ること。
12. 道路管理及び関係法令施行上、支障とならない美化活動であること。
13. 適正な活動が行われていない場合は協定を廃止となる場合があること。
14. 刃物等の危険を生じる道具の貸し出しは行わない。
15. ごみが大量に生じる場合は事前に衛生部局へ連絡すること。
16. 活動に関し疑義が生じた場合は、本市と別途協議し連携を保持すること。